

令和4年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年5月18日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 山本 半治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年3月22日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■■■■

2 請求書の提出

令和4年3月22日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

○令和4年3月22日（その2）付け、住民監査請求書（8枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。（陳述の機会を求めます。）

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

令和3年9月27日付けで半田市長が作成して、同日半田市長から半田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を依頼した諮問番号0301、同0302に関する同審査会による審査のために費やした次の費用を半田市長は、対象者7名から返金させ、その額を半田市に返すよう求める。

- i 上記審査会の5人の委員（石川丈夫、神谷敏子、村瀬弥生、榊原顕太郎、荻須茂生）に半田市が支給した審査委員報酬の全額（市事務局との諸打合せ、第1回・第2回の審議、答申書の作成のために支給した報酬額です。）。
- ii 前記審査会の事務局（市総務課）職員（課長 山本勇夫と主事 間瀬啓祥）への令和4年1月～3月に前頁の審査に関した部分に相当する給与と一時金分。

なお、諮問番号3010と同3020に対する半田市長（審査庁）から審査会への諮問及び審査会による審議（2回実施）の状況については、書証ア. の2枚目の答申書「第3、審議の経過」の項に記載している通りです。

3. 請求の理由

令和4年2月17日付け、半田市長作成、審査請求人（■■■■）あての「半田市情報公開審査請求決定通知書」にて、「本件請求を棄却する。」との判断（書証ウ.）は、違法です。

審査会事務局（市総務課）が諮問書を不正に作成している事実については、請求人が令和4年1月26日付けの住民監査請求書で証拠を示して、市監査委員に、すでに提出している通りです。

本件審査会の5人の委員は、諮問書が不正に作成している事実を認識していながら、審査会事務局（市総務課）の誤誘導に従って、故意に事実誤認まみれの答申書（書証ア.）を作成して、半田市長と審査請求人に送付したものです。

この答申書を受取った半田市長は、審査会事務局（市総務課）からの不正誘導を鵜呑みにして、上記の書証ウ. を作成しています。

このように請求人が述べる論拠は、次頁以降で書証を示して説明します。

（1）審査会が不当な答申書を作成

令和4年2月7日付けで、半田市情報公開・自己情報保護審査会（以下、審査会と記します。）は、会長名で答申書を作成して、審査請求人（■■）あてに郵送しました（書証ア.）。この答申書には審査請求人による審査請求（市選管委員4名の住所と職歴を開示するよう求めた請求）を棄却する旨の答申でした。

この答申書は、半田市長が不正に作成した諮問書をベースに、審査会が協議して判断したものです。従って、正当な判断は、当然できません。

ア. 答申書について審査やり直しを申立て。

令和4年2月9日付けで審査請求人（■■）は、半田市長経由で審査会会長あてに、「答申書についての異議申立て及び審査のやり直し申立書（2枚）」と題する文書（書証イ.）を作成して、審査会事務局（市総務課）に提出しました。

この申立の理由は、次の通りです。

- ・理由1 半田市長が審査会に提出した諮問書が不正に作成されていて、審査請求人は、半田市長にその内容を伝え三度にわたり、諮問書を作成し直すよう求めていた。
- ・理由2 審査会の判断は、事実誤認まみれである。
 - i 「不正な手段で当選した現半田市長」について「請求人の私見であり客観的事実によるもの

ではない」と決めつけている。

(審査会の5人の委員は、半田市民で識見ある方ですので、半田市長選挙での立候補者(久世氏)による告示前の違法な選挙活動を認識しています。)

ii 市選管の4人の委員の住所は、同委員の選任を市議会で決める際に、市議会議員全員に提供しており、すでに公開されている。ところが答申書には個人情報不開示としている。

iii 市選管の4人の委員の職歴についても、住所と同様、市議会と同議員に提供している。ところが答申書には、職歴は、市議会・同議員に提供していないと誤判断した。

・理由3 審査会の審議の場に審査請求人を出席させなかった。審査請求人は、審議に出席するようお願い出ていました。

以上の理由1～3は、書証イ. に記述しています。

イ. 審査会は審査のやり直しを拒否した。

審査会は、審査会事務局(市総務課)の誤誘導に従順することで、審査請求人からの正当なやり直し申立を無視しました。

(2) 半田市長が審査請求を棄却決定する。

審査会から答申書(書証ア. と同一です。)を受取った半田市長は、審査請求人(■ ■)に、令和4年2月17日付けの半田市情報公開審査請求決定通知書(書証ウ.)を郵送して、事実誤認みれの答申書の答申のまま、審査請求人からの開示請求を棄却する旨を通知してきました。

審査会事務局(市総務課)と審査会が癒着することで、今年の半田市長選挙で現半田市長(久世氏)が告示前に違法な選挙活動した事実を揉み消すために、市選管委員4人の住所等を審査請求人(■ ■)に開示否としたのです。

(3) 答申書は、市総務課が作成している。

答申書(書証ア.)は、審査庁(半田市長)が作成した諮問書をベースにして審査会の5人の委員が審議を行ったうえで審査会が作成して、審査会会長から半田市長と審査請求人(■ ■)に通知することになっています。

ところが本件の答申書は、市総務課(審査会事務局)が作成して、事務局内で決裁行為を行ってから、審査会会長(榊原顕太郎氏)一人が審査会としての決裁を行っています(書証工. より)。

審査請求人(■ ■)が半田市長に、答申書について審査会の5人の委員全員の決裁・承認の文書を開示請求しました。すると同市長は、書証工. の決裁のみしか無く、委員全員の決裁・承認の文書は無いと、審査請求人に通知してきました(書証オ. と書証カ. より)。

以上の状況から、答申書は、審査会の5人の委員が審議を行ったうえで作成したのではなくて、審査会事務局(市総務課)が主導して作成したものと思われます。

前項(1)で記述しているように答申書に記載されている審査会の判断の全てが事実誤認であり、識見ある委員が審議を行った結果とは、とても思えない点からも、同様の推察になります。

半田市役所全体が犯罪組織化されていることが、本件についても、上記の非行の原因になっているのです。

(4) 審査会会長が審査のやり直し上申を再び拒否した。

令和4年2月19日付けの「答申書に関する上申書(2枚)」と題する文書(書証

キ.) を審査請求人(■■)が作成して、審査会会長あてに直接郵送して、再度審査のやり直しを求めました。

再度審査のやり直しを上申した理由は、審査庁の半田市長が審査請求人あてに審査請求を棄却する旨の通知書(書証ウ.)を郵送したとの情報を審査会事務局の主事(間瀬氏)から電話で知ったこと、及び令和4年2月7日付けの答申書(書証ア.)の内容全てが事実誤認で、公正公平な審査を行っていない状況であったからです。

そして、本年3月4日(金)までに審査請求人まで対応の是非について文書で回答していただくようお願いしました(書証ク.より)。

令和4年3月2日付けの「上申書に対する回答について」と題する文書(書証ケ.)で審査会会長から■■あてに、次の回答文が郵送されてきました。

- ・回答1 再度審査することはしない。
- ・回答2 審査会の委員は、特別職非常勤職員ではありますが、その報酬が日額で支給されており、審査会開催日に審査業務に従事するとき以外は、公務を行っていない。従って、審査会に関する問い合わせは事務局にしてほしい。

このように、審査会会長は、デタラメな内容の答申書を作成した不正職務に対して責任をさげ、逃げているのです。

分かりやすく表現すると報酬(税金)不正受領です。

令和4年3月4日付けの「弁護士会への懲戒請求について」と題する文書(書証コ.)を審査請求人(■■)が作成して、審査会事務局経由で審査会会長あてに、愛知県弁護士会に同会長の懲戒請求を提出する旨と本件を半田署に被害届受理要請中を伝えた。

4. 提出する書証(書証ア.～書証コ.の10書証です。)

- ・書証ア. 令和4年2月7日付け、半田市情報公開等保護審査会会長作成
請求人(■■)あて 3半総務第904号
「答申書の送付について(別紙)答申書」
(請求人による審査請求を審査会会長が棄却した。)
- ・書証イ. 令和4年2月9日付け、請求人(■■)作成
半田市情報公開等保護審査会会長あて(半田市長経由)
「答申書についての異議申立て及び審査のやり直し申立書(2枚)」
(請求人から書証ア.について事実誤認を理由に、抗議及びやり直しを求めた。)
- ・書証ウ. 令和4年2月17日付け、半田市長作成、請求人(■■)あて
「半田市情報公開審査請求決定通知書」3半総第959号
(請求人による審査請求を棄却した。)
- ・書証エ. 令和4年2月22日付け、半田市長作成、■■■■あて
「自己情報開示決定通知書」3半総第963号
(上記の書証ア.についての市総務部と審査会会長による決裁です。)
- ・書証オ. 令和4年3月2日付け、半田市長作成、■■■■あて
「自己情報不存決定通知書」3半総第1046号
(書証ア.についての審査会委員全員による決裁・承認の文書はなかった。)
- ・書証カ. 令和4年3月2日付け、請求者(■■)作成、半田市長あて

- 「自己情報開示請求書」
(書証ア. についての審査会委員作成の同委員の決裁文書を求めた。)
- ・書証キ. 令和4年2月19日付け、請求人(■■)作成、審査会会長あて
「答申書に関する上申書(2枚)」
(書証イ. への対応をせずに、書証工. を作成したことについて再審査を求めた。)
 - ・書証ク. 令和4年2月22日付け、請求人(■■)作成、審査会会長あて
「上申書に対する回答について(お願い)」
(書証キ. について本年3月4日までに回答していただくよう依頼した。)
 - ・書証ケ. 令和4年3月2日付け、審査会会長作成、■■■■あて
「上申書に対する回答について」
(書証キ. に対する審査会会長から■■あての回答です。)
 - ・書証コ. 令和4年3月4日付け、請求人(■■)作成、審査会会長あて
「弁護士会への懲戒請求について」
(書証ケ. の審査会会長に対し、弁護士会に懲戒請求すると伝えた。更に、本件に対して半田署に被害届けを受理していただくよう要請中である旨も伝えた。)

以上

第2 監査の請求

令和4年3月22日に提出された住民監査請求書(8枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、同月8日に請求人から、陳述すべき内容がないとの理由により、辞退の申出を受け実施していない。

2 監査の対象事項

法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、当該行為によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨を規定している。請求人から提出された「住民監査請求書」の措置を求める内容について、「令和3年9月27日付けで半田市長が作成して、同日半田市長から半田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を依頼した諮問番号0301、同0302に関する同審査会による審査のために費やした次の費用を半田市長は、対象者7名から返金させ、その額を半田市に返すよう求める。」と記載されているが、添付されている事実証明書から、具体的な損害額は判断できない。

したがって、半田市情報公開・個人情報保護審査会に関する第1回審議(令和3年11月24日開催)及び第2回審議(令和4年1月13日開催)において、半田市情報公開・個人情報保護審査会委員5名の委員報酬について、法第242条第1項に規定する違法又は不当な

公金の支出に該当するか否かを対象とした。

また、令和4年1月から同年3月までの半田市情報公開・個人情報保護審査会庶務担当課（総務部総務課）職員2名の給料・一時金について、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かも併せて対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局については、半田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の庶務を担っている総務課として、関係資料の提出を求め、その要旨は、次のとおりである。

（1）審査会に関する業務等について

- ①審査会について、第1回（令和3年11月24日開催）及び第2回（令和4年1月13日開催）ともに、委員5名中、委員5名全員が出席している。
- ②委員の報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）第1条の別表に基づき、以下のとおり、委員長は日額8,400円、委員は日額7,700円であり、2回分を令和4年3月8日に支払っている。
委員長（会長）：（8,400円×2回－514円〈源泉徴収税額〉）×1名＝16,286円
委員：（7,700円×2回－470円〈源泉徴収税額〉）×4名＝59,720円
- ③審査会による協議・決定等は、審査会当日はあらかじめ作成した審査会の次第の項目について、協議・決定している。具体的な方法として、審査会において各委員の自由な発言を基に協議し、審査会としての決定を会長がまとめている。
- ④審査会の記録は、会議の内容の要点をまとめた会議録を作成している。
- ⑤審査会結果に関する決裁等の基準は、詳細な決裁手続きの規定はない。したがって、委員全員に上記④の会議録や答申書の最終決定版を個別に送付して確認した後、事務局内部文書の形で回議書を作成し、5名の委員のうち、審査会の代表として会長のみが押印した文書を保存している。

（2）審査会に関する事務局等について

- ①審査会事務局の設置、職員及び役割は、半田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年3月28日条例第2号。以下「条例」という。）及び半田市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成18年3月31日規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、審査会は諮問があればそれに答申し、規則第4条に基づき、総務課は審査会の事務処理を行う部署として庶務を行っている。
- ②審査会事務局職員について、令和4年1月から同年3月までの間、半田市職員服務規程（昭和43年6月14日庁達第5号）第3条第3項に基づく、無断欠勤者は該当しない。
- ③年次有給休暇の取得日数及び超過勤務の時間は、以下のとおりである。
年次有給休暇取得日数 所属長2日2時間15分、職員（1名）0日
超過勤務時間 職員（1名）20時間

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 審査会について

審査会の設置及び組織については、条例第3条に基づき設置され、第4条に基づき委員5人

以内で組織するとされている。また、条例では、調査審議の手續等に関して、必要な事項を定めている。

2 審査会の運営等について

条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定められている。規則第3条第2項に基づき、会議は、委員の過半数が出席しなければならないこと、同条第3項に基づき、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長（議長）の決するところによるとされている。また、規則第4条に基づき、審査会の庶務は、総務部総務課において処理することとされている。

3 審査会の開催について

半田市情報公開条例施行規則（昭和61年4月1日規則第11号）第8条第2項に基づき、令和3年9月27日に審査庁から2件の半田市情報公開審査請求諮問書が提出され、令和3年11月24日及び令和4年1月13日に審査会を2回開催し、審査、決定している。

4 審査会の会議状況について

審査会の審査等に関して、会議の内容の要点をまとめた会議録を作成している。

5 審査会としての決定事項について

審査会当日はあらかじめ作成した審査会の次第の項目について、各委員の自由な発言を基に協議し、審査会としての決定を会長がまとめている。事務局内部の文書（回議書）の押印は、審査会を代表する会長のみとして、事務局が文書（回議書）を保存している。

6 審査会の委員報酬について

半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）第1条の別表に基づき支払われている。

7 審査会の事務局職員の勤務状況について

事務局職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念している。無断欠勤者はなく、超過勤務時間等も許容された範囲内であり、勤務状況に問題はない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 令和3年9月27日に審査庁から、半田市情報公開審査請求諮問書が提出され、審査会が2回（令和3年11月24日、令和4年1月13日）開催され、2回とも審査会の委員5名は、全員出席している。審査会では、あらかじめ作成した次第の項目に関して、各委員の自由な発言をもとに協議し、規則第3条第3項に基づき、出席した委員の過半数をもって議事を決定している。事務局内部の文書（回議書）には、審査会を代表する会長のみ押印した後、事務局が保存している。審査会として、条例及び規則等に基づき、業務を遂行しており、業務を怠っていた事実は認められない。
- 2 審査会の委員（5名）の報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）第1条の別表に基づき、日額として、委員長（会長）には8,400円、委員には7,700円が適正に支払い手続きが行われ支払われており、違法性及び不当性は認められない。また、審査会の庶務を担っている総務課職員（2名）は、職務の遂行に当たり、無断欠勤もなく、全力を挙げてこれに専念している。給与・賞与等について、「半

田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われ、違法性及び不当性は認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上